

第 15 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「前条第1号ウ」を「前条第1号ア（八代港の港湾施設のうち国際旅客船拠点にあるもの（県有の施設に限る。）の区域に限る。）及びウ」に改める。

別表第1中

別表第1中	寄港日	1平方メートル当たり	7700	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。
	（法第2条の3第1項に規定する国際旅客船の寄港する日をいう。以下同じ。）	1日につき		
	寄港日	1平方メートル当たり	990	
	以外の日	1日につき		

寄港日	1平方メートル当たり	7700	1	面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。以
（法第2条の3第1項に規定する国際旅客船の寄港する日をいう。以下同じ。）	1日につき			

「コンテナ置場の荷さばりを行うため」

客船の寄港する日をいう。以下同じ。)				下この表において同じ。 2 照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。	に、 の区域で知事が定めるもの
寄港日以外の日	1平方メートル当たり1日につき		990		
の蔵	コンテナ1個当たり1日までごとにつき		7700	1 底面積が160平方フィートのコンテナをコンテナ1個として計算する。	を 「コンテナの蔵置貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるもの その他の使用
使用	1平方メートル当たり1日までごとにつき		396	2 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。以下この表において同じ。 3 附属の電気施設を使用する場合は、実費（冷凍電源設備にあつては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき17円60銭を加算した額）を別途徴収する。」	
コンテナ1個当たり1日までごとにつき			7700	1 底面積が160平方フィートのコンテナをコンテナ1個として計算する。	

1 平方メートル当たり 1 日までごとにつき	3 9 6	2 附属の電気施設を使用する場合は、実費（冷凍電源設備にあつては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき17円60銭を加算した額）を別途徴収する。
---------------------------	-------	---

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

八代港国際旅客船拠点の指定管理者に港湾施設の利用に係る料金を収受させることができるようにする等のため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。